

○狭山市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成15年3月24日

規則第4号

改正 平成17年9月30日規則第31号

平成20年12月25日規則第40号

平成28年1月8日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及び狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成15年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長との協議)

第2条 条例第3条第2項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の協議書は、様式第1号とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第7条第1項第1号から第5号まで又は第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 標識の設置予定日
- (3) 説明会の開催予定日
- (4) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (5) 条例第7条第1項又は第10条第1項の申請書を市長に提出しようとする日
(以下「申請予定日」という。)

2 条例第3条第2項のその他必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 宗教法人にあっては宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条第2項第1号の規則の写し、墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人にあっては定款の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 墓地等の経営管理計画書及び財務に関する書類
- (4) 墓地等を経営しようとする土地(以下「経営予定地」という。)の登記事項証明書

- (5) 経営予定地の地積の測量図
 - (6) 経営予定地及び隣接地の公図の写し
 - (7) 墓地等の施設の案内図、配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図
 - (8) 墓地にあっては墳墓、緑地、通路等の設計図、納骨堂にあっては納骨装置の設計図、火葬場にあっては火葬炉の設計図
 - (9) 既存の墓地等に係る前2号に掲げる書類（墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合に限る。）
 - (10) 墓地又は納骨堂にあってはその区域又は敷地の周囲からの距離が100メートルまでの区域の見取図、火葬場にあってはその敷地の周囲からの距離が300メートルまでの区域の見取図
 - (11) 墓地にあっては、墓地使用契約約款
 - (12) 墓地又は納骨堂を經營しようとする宗教法人にあっては、墓地又は納骨堂を使用する意思を有する者の名簿
 - (13) 代理人が協議を行う場合にあっては、代理権を証する書類
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第3条第2項の規則で定める日は、申請予定日から起算して120日前的日とする。

(一部改正〔平成20年規則40号〕)

(標識の設置等)

第3条 条例第4条第1項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の標識（以下「標識」という。）は、様式第2号によるものとし、申請予定日から起算して90日前的日までに設置するものとする。

- 2 標識は、経営予定地が道路に接する部分（経営予定地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に設置しなければならない。ただし、これにより難いときは、市長が認める場所に設置することができる。
- 3 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないように維持管理をしなければならない。
- 4 標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。
- 5 条例第4条第2項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号の標識設置届に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

ならない。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真
(説明会の開催等)

第4条 条例第5条第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の説明会は、申請予定日から起算して60日前の日までに、次に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 条例第7条第1項又は第10条第1項の申請書を市長に提出しようとする者(以下「申請予定者」という。)の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の施設の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 意見の申出の期限及び方法

2 申請予定者は、説明会の開催を周知させるため、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 条例第5条第1項の近隣住民等は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲からの距離が100メートルまでの区域の住民及び当該墓地の区域又は納骨堂の敷地に隣接した土地の所有者
- (2) 火葬場にあっては、その敷地の周囲からの距離が300メートルまでの区域の住民及び当該敷地に隣接した土地の所有者
- (3) 墓地等が経営されることにより、前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

4 条例第5条第2項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、前項第1号又は第2号に掲げる者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)とする。

(意見の申出の期限等)

第5条 条例第6条第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、申請予定日から起算して30日前の日とする。

- 2 条例第6条第2項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られたときに限る。

（経営許可の申請）

第6条 条例第7条第1項の申請書は、様式第4号とする。

- 2 条例第7条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）市長との協議日
- （2）標識の設置日
- （3）説明会の開催日
- （4）近隣住民等との協議日
- （5）工事着手予定日及び工事完了予定日

- 3 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1）第2条第2項第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに掲げる書類
- （2）墓地にあっては、墓地の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類
- （3）宗教法人が経営しようとする納骨堂にあっては、経営予定地が境内地であることを証する書類

（墓地等の施設基準）

第7条 条例別表の3の項（1）アの規則で定める緑地は、次に掲げるものとする。

- （1）樹木が生育する区画された土地（条例別表の3の項（1）アの生け垣等を設ける部分を除く。）であって、次の基準のいずれかに適合するもの又は樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの

ア 10平方メートル当たり高木（樹高が3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。

イ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が20本以上あること。

- （2）低木、芝その他の地被植物で表面が覆われている土地（条例別表の3の項（1）アの生け垣等を設ける部分を除く。）

- 2 条例別表の3の項（1）アただし書の規定により、緑地の一部に代えて管理事務

所、自動車の駐車のための施設等を設ける場合は、周辺的生活環境に配慮しなければならない。

(許可書の交付等)

第8条 条例第9条第1項の経営許可書は、様式第5号とし、同項(条例第11条第1項において準用する場合を含む。)の不許可決定通知書は、様式第6号とする。

2 条例第11条第1項において準用する条例第9条第1項の規定により許可をしたときは、様式第7号の変更(廃止)許可書を交付するものとする。

(変更許可等の申請)

第9条 条例第10条第1項の申請書は、様式第8号とする。

2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、第6条第2項各号に掲げる事項とする。

3 条例第10条第2項において準用する第7条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を拡張する場合 第2条第2項各号並びに第6条第3項第2号及び第3号に掲げる書類

(2) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を縮小する場合 次に掲げる書類

ア第2条第2項第1号から第6号まで及び第9号から第14号までに掲げる書類
イ墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類

ア第2条第2項第1号、第2号、第13号及び第14号に掲げる書類並びに廃止しようとする墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

イ墓地にあっては、墓地を廃止することを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類

ウ墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(一部改正〔平成20年規則40号〕)

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第10条 条例第13条の規定による届出は、様式第9号の墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 墓地又は火葬場の新設 第2条第2項第1号、第2号、第4号、第5号、第

7号、第8号、第11号、第13号及び第14号に掲げる書類

(2) 墓地の区域又は火葬場の施設の変更 第2条第2項第1号、第2号、第4号、第5号、第9号、第13号及び第14号に掲げる書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止 第9条第3項第3号に掲げる書類

(工事の着手の届出)

第11条 条例第14条（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第10号の工事着手届により行うものとする。

(工事の完了の届出等)

第12条 条例第15条第1項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第11号の工事完了届により行うものとする。

2 条例第15条第2項（条例第16条において準用する場合を含む。）の検査済証は、様式第12号とする。

(名称等の変更の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、様式第13号の許可申請書記載事項変更届に、同条第2号に該当するときは法人の登記事項証明書を、同条第3号に該当するときは変更後の墓地の区画の配置図をそれぞれ添付して行わなければならない。

(一部改正〔平成20年規則40号〕)

(墓地使用契約約款の基準)

第14条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、別表に定める区分ごとにそれぞれ定める事項についての条項が含まれていることとする。

(立入調査の証明書)

第15条 条例第20条第2項の証明書は、様式第14号とする。

(管理者の届出)

第16条 法第12条の規定による届出は、様式第15号の管理者設置（変更）届により行うものとする。

(台帳の備付け)

第17条 市長は、墓地等の経営の許可に係る台帳を備え付け、常にその記載内容を整理しておくものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第31号）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、又は従前の例により使用することができる。

附 則（平成20年12月25日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第1号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成28年1月8日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	事項
永代使用権型（契約に基づき墓地の使用権の設定を行うものであって、使用者の地位を承継することができるものをいう。）	<ol style="list-style-type: none">1 契約の目的2 墓地の使用権の内容3 墓地の使用に当たっての遵守事項4 墓地の使用料の額5 墓地の管理についての経営者と使用者の責任の分担6 墓地の管理料の支払の責務並びに管理料改定の事由及び手続7 使用者の地位を承継した者の当該地位を承継した旨の経営者に対する届出義務8 使用者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い9 経営者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い10 契約の終了の事由及び契約終了後における焼骨、墓石等の取扱い

<p>埋蔵管理委託型（契約に基づき埋蔵及び管理の委託を行うものをいう。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の目的 2 委託事務の内容 3 埋蔵後一定年数を経過したときは、合葬墓又は納骨堂に焼骨を移すことができる旨 4 埋蔵及び管理に係る委託料の額 5 委託者等（埋蔵及び管理を委託した者並びにその地位を承継した者をいう。）による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い 6 経営者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い
------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第1号（第2条関係）

墓地等経営（変更）計画協議書

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
 代表者の氏名
 事務所の所在地
 連絡先

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり協議します。

墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場			
墓地等の所在地		地目		
墓地等の施設の概要	敷地面積		平方メートル	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	階数	地上 階、地下 階		
	墓 地	区画数	区画	
		駐車台数	台	
緑地率		パーセント（緑地面積／敷地面積×100）		
墓地形態		<input type="checkbox"/> 土葬なし	<input type="checkbox"/> 土葬あり	
納骨堂	収蔵可能数	体		
	敷地面積		平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	

※ 墓地等の施設の概要	建築面積		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	延床面積		<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	階数		地上 階、地下 階		
	墓	区画数	区画		
		駐車台数	台		
	地	緑地率	パーセント (緑地面積/敷地面積×100)		
		墓地形態	<input type="checkbox"/> 土葬なし	<input type="checkbox"/> 土葬あり	
納骨堂		収蔵可能数 体			
経営・変更の理由					
標識の設置予定日		年	月	日	
説明会の開催予定日		年	月	日	
工事着手予定日		年	月	日	
工事完了予定日		年	月	日	
申請予定日		年	月	日	
備考					

注 ※欄は、変更の場合のみ既存の墓地等の施設の概要を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

		← 90センチメートル以上 →			
墓地等の経営の計画に関する標識					
名 称					
所 在 地					
種 類		<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場			
120 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	施 設	敷地面積	平方メートル		
		建築面積	平方メートル		
		延床面積	平方メートル		
	階 数	地上 階、地下 階			
	墓 地	区画数	区画		
		駐車台数	台		
		緑地率	パーセント（ $\frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ ）		
		墓地の形態	<input type="checkbox"/> 土葬なし <input type="checkbox"/> 土葬あり		
	納骨堂	収蔵可能数 体			
	工事着手予定日		年 月 日		
工事完了予定日		年 月 日			
設 置 者					
設置者の代表者					
設置者の所在地					
工事施行予定業者					
標識の設置日		年 月 日			

注 墓地等の経営予定地の見やすい場所に掲示すること（地表より下端100センチメートル以上150センチメートル以下とする。）。

様式第3号（第3条関係）

標 識 設 置 届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
代表者の氏名
事務所の所在地
連 絡 先

印

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

標識の設置日	年 月 日
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	

様式第4号（第6条関係）

墓 地 等 経 営 許 可 申 請 書

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
 代表者の氏名
 事務所の所在地
 連絡先

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場			
墓地等の所在地		地目		
墓地等の施設の概要	敷地面積	平方メートル		
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	階数	地上 階、地下 階		
	墓 地	区画数	区画	
		駐車台数	台	
緑地率		パーセント（緑地面積／敷地面積×100）		
墓地形態		<input type="checkbox"/> 土葬なし <input type="checkbox"/> 土葬あり		
納骨堂	収蔵可能数	体		
経営の理由				

市長との協議日	年 月 日
標識の設置日	年 月 日
説明会の開催日	年 月 日
近隣住民等との協議日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
備考	

様式第5号（第8条関係）

墓 地 等 経 営 許 可 書

第 号
年 月 日

様

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました の経営については、墓
地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 許可条件

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3箇月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内で
あっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する
裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を
することができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求
をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から
起算して6箇月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場
合、当該訴訟において狭山市を代表する者は、狭山市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該
審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内
であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する
裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

墓地等経営（変更・廃止）不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました は、次の理由により
許可しませんので通知します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 不許可の理由

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において狭山市を代表する者は、狭山市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第8条関係）

墓 地 等 変 更 （ 廃 止 ） 許 可 書

第 号
年 月 日

様

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました の変更（廃止）については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 許可内容
- 4 許可条件

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において狭山市を代表する者は、狭山市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第9条関係）

墓 地 等 変 更 （ 廃 止 ） 許 可 申 請 書

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
 代表者の氏名
 事務所の所在地
 連絡先

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場		
墓地等の所在地			
変更前の施設の概要（廃止許可にあつては、廃止しようとする施設の概要）	敷地面積	平方メートル	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂 平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場 平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟 平方メートル	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂 平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 火葬場 平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 管理棟 平方メートル	
	階数	地上 階、地下 階	
	墓 地	区画数	区画
		駐車台数	台
緑地率		パーセント（緑地面積／敷地面積×100）	
墓地形態		<input type="checkbox"/> 土葬なし <input type="checkbox"/> 土葬あり	
納骨堂	収蔵可能数	体	
	敷地面積	平方メートル	
		<input type="checkbox"/> 納骨堂 平方メートル	

※変更後の施設の概要	建築面積		<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	延床面積		<input type="checkbox"/> 納骨堂	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 火葬場	平方メートル	
			<input type="checkbox"/> 管理棟	平方メートル	
	階数		地上 階、地下 階		
	墓 地	区画数	区画		
		駐車台数	台		
		緑地率	パーセント（緑地面積／敷地面積×100）		
		墓地形態	<input type="checkbox"/> 土葬なし	<input type="checkbox"/> 土葬あり	
納骨堂		収蔵可能数 体			
※変更の内容（変更許可を受けようとする者に限る。）			※墓地等を経営しようとする土地の地目（墓地等の区域を拡張する場合に限る。）		
変更又は廃止の理由					
※市長との協議日	年	月	日		
※標識の設置日	年	月	日		
※説明会の開催日	年	月	日		
※近隣住民等との協議日	年	月	日		
工事着手予定日	年	月	日		
工事完了予定日	年	月	日		
備考					

注 ※欄は、該当する場合のみ記入してください。

様式第9号（第10条関係）

墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名称
 代表者の氏名
 事務所の所在地
 連絡先

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の名称		<input type="checkbox"/> 都市計画事業 <input type="checkbox"/> 土地区画整理事業 <input type="checkbox"/> 住宅街区整備事業		
墓地又は火葬場	名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 火葬場		
	所在地			
墓地	敷地面積	平方メートル	地目	
	区画数	区画		
火葬場	敷地面積	平方メートル	地目	
	建築面積	平方メートル	延床面積	平方メートル

様式第 10 号（第 11 条関係）

墓 地 等 工 事 着 手 届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
代表者の氏名
事務所の所在地
連 絡 先

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条（第16条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	
工事着手日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
工事施行業者	

様式第 11 号（第 12 条関係）

墓 地 等 工 事 完 了 届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
代表者の氏名
事務所の所在地
連絡先

印

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条第1項（第16条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	
工事完了年月日	年 月 日

様式第 12 号（第 12 条関係）

検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

狭山市長 印

年 月 日付けで工事完了の届出があった は、
狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条第2項（第16条において準用
する場合を含む。）の規定による検査の結果、許可の内容に適合していることを証
します。

1 許可年月日

2 許可番号

3 墓地等の名称

4 墓地等の所在地

5 検査年月日

様式第 13 号（第 13 条関係）

墓 地 等 許 可 申 請 書 記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
代表者の氏名
事務所の所在地
連 絡 先

印

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

様式第 14 号（第 15 条関係）

		契 印	第	号
		身 分 証 明 書		
写 真	契印	所 属		
		職・氏名		
<p>上記の者は、狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例第20条第1項の規定に基づき、立入調査をすることができる職員であることを証明する。</p>				
年 月 日				
狭山市長				印

様式第 15 号（第 16 条関係）

墓 地 等 管 理 者 設 置 （ 変 更 ） 届

年 月 日

（あて先）狭山市長

届出者 名 称
代表者の氏名
事務所の所在地
連絡先

墓地、埋葬等に関する法律第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	
管理者の本籍	都・道・府・県
管理者の住所	
管理者の氏名及び 生年月日	年 月 日生
管理者の設置（変 更）年月日	<input type="checkbox"/> 設 置 年 月 日 <input type="checkbox"/> 変 更

- 様式第1号（第2条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第2号（第3条関係）
- 様式第3号（第3条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第4号（第6条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第5号（第8条関係）
（全部改正〔平成28年規則2号〕）
- 様式第6号（第8条関係）
（全部改正〔平成28年規則2号〕）
- 様式第7号（第8条関係）
（全部改正〔平成28年規則2号〕）
- 様式第8号（第9条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第9号（第10条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第10号（第11条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第11号（第12条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第12号（第12条関係）
- 様式第13号（第13条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）
- 様式第14号（第15条関係）
- 様式第15号（第16条関係）
（一部改正〔平成17年規則31号〕）